担当部署: 民生部 市民課

処分の概要	印鑑登録の職権抹消
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市印鑑の登録及び証明に関する条例 第14条第1項
例 規 番 号	平成17年条例第15号

【基準】

第14条の規定による。

(印鑑登録の職権抹消)

- 第14条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する事実を知ったときは、職権で当 該印鑑の登録を抹消しなければならない。
 - (1) 市から転出したとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 氏名、氏(氏に変更があった者にあっては、住民票に記録がされている旧氏を含む。) 又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)。
 - (4) 外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、その者に係る印鑑の登録を抹消すべき理由が生じたとき。
- 2 市長は、前項第3号又は第5号の事由によって職権で登録の抹消をしたときは、当該印鑑登録者にその旨を通知しなければならない。

備考

担当部署: 民生部 市民課

処分の概要	認可地縁団体印鑑登録の抹消
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市認可地緣団体印鑑登録証明条例 第9条第2項
例 規 番 号	平成17年条例第16号

【基準】

第9条の規定による。

(認可地縁団体印鑑の登録の抹消)

- 第9条 市長は、第6条又は第7条の規定による申請があったときは、当該申請に係る認可地縁 団体印鑑の登録を抹消するものとする。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第3号又は第4号の理由により登録を抹消したときは、被登録者にその旨を通知するものとする。
 - (1) 被登録者の登録資格に変更が生じたとき。
 - (2) 法第260条の20の規定に基づき、認可地縁団体が解散したとき。
 - (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、登録できる認可地縁団体印鑑として適当でないと認められるとき。
 - (4) その他認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき理由が生じたことを知ったとき。

備考